

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	〇生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	七〇六	〇生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	七〇六
	〇生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件	七〇六	〇患者又は疑似患者の発見について届出があった件	七〇七
	〇地籍調査の成果について認証した件	七〇七	〇土地改良区の定款の変更を認可した件	七〇九
	〇県営土地改良事業計画を変更した件	七〇七	〇保安林の指定を解除する件	七〇八
	〇県営土地改良事業の異種目換地指定の件	七〇七	〇道路の区域を変更する件二件	七〇八
	〇介護老人保健施設の開設を許可した件	七〇八	〇一般競争入札を行う件	七〇八
	〇介護老人保健施設の開設を許可した件	七〇八	正 誤	七〇九
	〇平成二十一年三月六日付け定例第二千六百一十一号中	七〇九		

告 示

福島県告示第七百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十七日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菜のはなこどもクリニック	相馬市中村字川沼三〇七	平成二十一年一〇月一日
ブナの木内科診療所	須賀川市矢沢字天神二一〇	同

福島県知事 佐藤 雄 平

すぎやまこどもクリニック	相馬市大曲字大毛内五一―一	同	
佐藤医院	伊達郡川俣町字五百田二〇	同	年九月一日
アースデンタルクリニック	福島市野田町四―一―二	同	年八月一日
有限会社さとう薬局	田村市常葉町常葉字上町七五	同	年九月一日
アイル薬局太平寺店	福島市太平寺町ノ内七〇―一	同	
木本薬局	会津若松市上町六一―三三	同	
カワチ薬局花春店	会津若松市花春町五一―一	同	年一〇月一日
アップル薬局相馬店	相馬市中村字川沼三〇八	同	
ゼネファーム薬局本町店	二本松市本町一―七一	同	

(社会福祉課)

福島県告示第七百十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年十一月十七日

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
飯野内科胃腸科	福島市泉字清水田三一―五	平成二十二年八月一七日
有限会社社木本薬局	会津若松市上町六一―三三	同 月三十一日
すぎやまこどもクリニック	相馬市大曲字大毛内五一―一	同 年九月三〇日
医療法人佐藤病院	伊達郡川俣町字五百田二〇	同

(社会福祉課)

福島県告示第七百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十七日

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
関一輝	南相馬市原町区雫字 上江二五六―二六	あおば接骨院	南相馬市原町区桜井町 一一―二六五	平成二十一年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(社会福祉課)

福島県告示第七百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
----	----	------	---------	-------

渡邊秀一	福島市上鳥渡字茨沢 一五一一	ふれあい心のサービス 福島西店	福島市仁井田字谷地南 六五二〇二	平成二十一年九月一日
------	-------------------	--------------------	---------------------	------------

後藤寿彦	伊達郡国見町高城字 山居二一	ふれあい心のサービス 福島西店	福島市仁井田字谷地南 六五二〇二	同
------	-------------------	--------------------	---------------------	---

菅野徹	福島市南沢又字松北 町二一三二	松北かんの はり灸院	福島市南沢又字松北町 二一三二	同 月二八日
-----	--------------------	---------------	--------------------	-----------

（社会福祉課）

福島県告示第七百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	岩瀬郡	平成二二年 十一月五日	再検査

（畜産課）

福島県告示第七百十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称
いわき市

二 成果の名称

いわき市川前町上桶売の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第七百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千軒平溜池土地改良区から平成二十一年九月十日付けで申請のあった定款の変更について、同
年十一月十日認可した。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第七百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、野手神地区に係る県営基幹農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年十一月十八日から
年十二月七日まで

（二十日間）

三 縦覧の場所

相馬郡飯館村役場

（農村計画課）

福島県告示第七百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業原町南部地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤雄平

土地の表示

南相馬市原町区小浜字椿下一三九番地

同 市原町区小浜字高柴三七番地二

同 市原町区小浜字畑合一一六番地

同 市原町区小浜字丸山二一一番地

同 市原町区小浜字丸山二五七番地

福島県告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
いわき市平中平窪字後川原四六、四七の一、四七の二、四七の五から四七の九まで、
四八
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

（農地管理課）

福島県告示第七百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路設計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十一年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一三二号	会津若松市河東町谷沢 字十文字八四番地先か ら	変更前	一三・三〇 一六・三〇	二九八・〇
	同 市河東町郡山 字本宮二八番地先まで	変更後	一三・六〇 二五・八〇	二九八・〇

（道路計画課）

福島県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十一年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供

する。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道折木 筒木原久 ノ浜線	いわき市大久町大久字 滝尻二一 番地先から 同 市大久町大久字 脇六三番六地先まで	変更前 変更後	八・五〇 二二・八〇	五七〇・四 一〇・四〇 二二・八〇

（道路計画課）

公 告

公告第五百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十一年十一月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名 称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 事務所の所在地	許可年月日
磐梯町介護老人 保健施設「りん どう」	耶麻郡磐梯町大 字磐梯字諏訪山 二九二六番地	磐梯町	福島県耶麻郡磐 梯町大字磐梯字 中ノ橋一八五五 番地	平成二二年 一〇月三一 日

（高齢福祉課）

公告第598号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年11月17日 福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 平成21年度第2期うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成22年3月17日(火)
 - (4) 納入場所 福島県教育センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年12月11日(金)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年11月27日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年12月28日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日(金)午後5時30分までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間に提出した書類に
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間に提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Utsukushima Education Network System 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 11 : 00 am., 28 December 2009
- (3) Time - Limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 25 December 2009
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

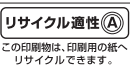
(入札用度課)

〒 福島県

〒	960-8670	〒	960-8670
---	----------	---	----------

○平成二十一年三月六日付の定例第百三十一号中

〒	960-8670	〒	960-8670
---	----------	---	----------



再生紙を使用しています。

【定価】 1 冊月 3,390円

〒 福島県 福島市 字神明前